

新旧対照表

資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	旧(削除又は変更部分)	種別	新(削除又は変更部分)
要求水準書	30	2	3	(5)	仕様一覧 (1/2)	ミキシングミキサー(20・用)	変更	ミキシングミキサー(20 ^㉔ 用)
要求水準書	31	2	3	(5)	仕様一覧 (2/2)	蒸気式回転釜(420・)	変更	蒸気式回転釜(420 ^㉔)
要求水準書	31	2	3	(5)	仕様一覧 (2/2)	ミキシングミキサー(20・用)	変更	ミキシングミキサー(20 ^㉔ 用)
要求水準書	31	2	3	(5)	仕様一覧 (2/2)	回転釜(420・)	変更	回転釜(420 ^㉔)
要求水準書	52	4	5	(2)	イ)	各学校用のゴミ袋(45・)	変更	各学校用のゴミ袋(45 ^㉔)
要求水準書	53	4	6	(1)	エ) 仕様一覧	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(丸)の備考)ステンレス製 14・(クリップ付)	変更	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(丸)の備考)ステンレス製 14 ^㉔ (クリップ付)
要求水準書	53	4	6	(1)	エ) 仕様一覧	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(角)の備考)ステンレス製 13・	変更	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(角)の備考)ステンレス製 13 ^㉔
要求水準書	53	4	6	(1)	エ) 仕様一覧	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(丸)の備考)ステンレス製 10・(クリップ付)	変更	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(丸)の備考)ステンレス製 10 ^㉔ (クリップ付)
要求水準書	53	4	6	(1)	エ) 仕様一覧	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(角)の備考)ステンレス製 7・	変更	1. 食缶(高性能断熱二重食缶(角)の備考)ステンレス製 7 ^㉔
特定事業契約書(案)	3	第9条	第11項			前条に定める使用貸借は、本事業の実施のための「本件施設」の建設及び所有を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ「本件土地」を使用するものとする。	変更	前条に定める使用貸借は、本事業の実施のための「本件施設」の建設、所有、維持管理及び運営を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ「本件土地」を使用するものとする。
特定事業契約書(案)	5	第12条	第41項			甲は、甲が第10条第4項に規定する進捗状況に関して打ち合わせを行ったこと、本条第1項に規定する「設計図書」を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったこといずれを理由としても、「本件施設」の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。	変更	甲は、甲が第10条第6項に規定する進捗状況に関して打ち合わせを行ったこと、本条第1項に規定する「設計図書」を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったこといずれを理由としても、「本件施設」の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
特定事業契約書(案)	23	第60条	第31項			前項により、甲が、出来形部分又は「備品」を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から540日経過後は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。	変更	前項により、甲が、出来形部分、「備品」又は前項に従い買い取りに合意した「備品」以外の物品を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から540日経過後は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。
特定事業契約書(案)		別紙1	定義集		31	「備品」とは、「要求水準書」2.2.調理設備の設置業務及び2.4.施設備品の設置業務において、乙が設置を行うとされている設備及び備品をいう。ただし、消耗品を除く。	変更	「備品」とは、「要求水準書」2.3.調理設備の設置業務及び2.4.施設備品の設置業務において、乙が設置を行うとされている設備及び備品をいう。ただし、消耗品を除く。
特定事業契約書(案)		別紙8	2	(1)		(1)「サービス購入料」の支払スケジュール 甲は、……支払うものとする。 本契約が途中で解除され、又は実際の「運営開始日」が遅延するなどして「サービス購入料」の対象たる期間が6か月に満たない場合には、サービス購入料乙のうち固定費については対象期間の日割り計算による。	変更	(1)「サービス購入料」の支払スケジュール 甲は、……支払うものとする。 本契約が途中で解除され、又は実際の「運営開始日」が遅延するなどして「サービス購入料」の対象たる期間が6か月に満たない場合には、サービス購入料乙のうち固定費については対象期間の日割り計算による。